

1. 議事日程

〔令和6年第2回安芸高田市議会6月定例会第9日目〕

令和6年6月18日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議員の辞職許可
日程第3 議案第53号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第4 議案第54号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5 発議第1号 専決処分した令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
に対し執行停止を求める決議
日程第6 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	5番	新 田 和 明
6番	芦 田 宏 治	7番	山 根 温 子
8番	先 川 和 幸	9番	石 飛 慶 久
10番	山 本 優	11番	熊 高 昌 三
12番	宍 戸 邦 夫	13番	秋 田 雅 朝
14番	金 行 哲 昭	15番	児 玉 史 則
16番	大 下 正 幸		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長職務代理者副市長	米 村 公 男	教 育 長	永 井 初 男
危機管理監	神 田 正 広	総 務 部 長	新 谷 洋 子
企画部長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	森 岡 雅 昭
建設部長	河 野 恵	消 防 長	吉 川 真 治
教育次長	柳 川 知 昭	教 育 参 事	和 田 治 子

総務課長	佐々木 満 朗	財政課長	沖 田 伸 二
政策企画課長	黒 田 貢 一		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高 藤 誠	事務局次長	藤 井 伸 樹
総務係長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 大 下 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、これより、令和6年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 大 下 議 長 続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。  
山本(優)議会運営委員長。
- 山本(優)議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、去る6月14日議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。  
まず、議員の辞職につきましては、辞職願を朗読の後、許否について採択を行うことといたしました。  
次に、追加案件となります発議第1号は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 大 下 議 長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番 新田議員及び6番 芦田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議員の辞職許可の件

- 大 下 議 長 日程第2、議員の辞職許可の件を議題といたします。  
本件に関しましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、熊高議員の退場を求めます。  
ここで、暫時休憩といたします。

〔熊高昌三議員 退場〕

~~~~~○~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
事務局長に辞職願を朗読させます。  
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 令和6年6月12日、安芸高田市議会議長大下正幸様。安芸高田市議会議員熊高昌三。

辞職願。今般、一身上の都合により、令和6年6月23日をもって議員を辞職したいから、地方自治法第126条の規定により、許可されるようお願いします。

以上で、朗読を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。本件は申出のとおり辞職を許可することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、熊高議員の辞職については許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

〔熊高昌三議員 入場〕

~~~~~○~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第53号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第54号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○大 下 議 長 日程第3、議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件及び日程第4、議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

石飛予算決算常任委員長。

○石飛予算決算常任委員長 6月10日付で本委員会に付託のありました、議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」並びに議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の審査結果について報告します。

付託された議案について、6月14日に委員会を開き審査しました。

議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億9,238万9,000円を増額し、予算の総額を197億2,566万3,000円とするものです。

補正の主な内容は、1点目は通常分として、新型コロナウイルスワクチン接種委託料と災害復旧に伴う工事請負費などを計上。

2点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連として定額減税補足給付事業と飼料価格高騰緊急対策事業が主なものでした。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりです。

企画部の審査においては、委員より、「高宮町用地地区の携帯電話基地局設置工事について、工法の変更についての説明を求める」との質疑

があり、執行部より、「当初は共架を予定していたが、電柱所有者へ確認したところ、共架が不可の箇所があったため、ルートの変更の必要があり、新たに24本建柱を行うこととなった」との答弁がありました。

福祉保健部の審査においては、委員より、「安芸高田市定額減税補足給付事業の支給金額について、1万円単位で切り上げた額で支給するとあるが、詳しい説明を求める」との質疑があり、執行部より、「本来、1人当たり住民税所得割で1万円、所得税3万円、合わせて4万円減税されることになっている。例えば所得税3万5,000円納付対象の方だと5,000円の減額不足となるが、1万円に切り上げて1万円の給付となる」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナウイルスワクチン接種の対象者や執行方法について伺う」との質疑があり、執行部より、「2021年度から3年間は特例臨時接種ということで接種費用を全額国が負担していた。今年度の接種は、高齢者のインフルエンザと同じ定期予防接種B類という位置づけになり、対象者は65歳以上の方と60歳以上で基礎疾患のある方が対象となる。接種費用は1回1万5,300円程度と試算しており、そのうち8,300円を国が負担し、残りの7,000円が市及び自己負担となる。県内で3割程度の自己負担とする市町が多いことから、本市においても約3割2,000円を自己負担として考えている。接種開始は秋からで、年1回の接種である」との答弁がありました。

産業部の審査においては、委員より、「飼料価格高騰緊急対策事業補助金について、前回も決められた期間で行っているが、今回も引き続き行うということか伺う」との質疑があり、執行部より、「令和4年に行った補助金は、令和3年7月から令和4年6月までの飼料高騰に対して対応し、現在は終了している。今回は、その引き続きの期間で、令和4年7月から令和5年6月までの飼料に対して、前回と単価は違うが、引き続き補助金を交付するものである」との答弁がありました。

また、委員より、「農業用地災害復旧費の6,500万円は、頭首工工事の重要変更発生との説明であるが、詳細を伺う」との質疑があり、執行部より、「この頭首工は令和3年に被災し、一部改修という予定であったが、堤体の中がコンクリートではなく土砂であった、これだと補修をしても今後ももたないため、全てをコンクリートにするよう重要変更し、国の査定を受けて復旧工事をしていく」との答弁がありました。

そのほか、特別会計を含む各会計の歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第53号と議案第54号の2議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○大 下 議 長

以上で、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより、日程第3、議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件及び日程第4、議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件の2件を一括して、起立により採決いたします。
本案2件に対する委員長報告は原案可決であります。
本案2件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。
よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第1号 専決処分した令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）に対し執行停止を求める決議

○大 下 議 長 日程第5、発議第1号「専決処分した令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）に対し執行停止を求める決議」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

2番 田邊議員。

○田 邊 議 員 発議第1号の提案理由について申し上げます。

令和6年5月17日に専決処分された「認定こども園基本構想作成業務委託料」は、令和5年度の当初予算、同年12月の補正予算で二度にわたり削除、修正された予算です。修正の際に示された理由について、対応をしないまま、専決処分をすることは、議会を通じて示された住民意思を無視することにほかなりません。

次の市長選の結果で最新の民意が示されます。その新市長によって方針が変わった場合、予算も無駄になり、関係者へも迷惑がかかる可能性もあります。

したがって、新しい市長の下で方針が決まるまでの間、認定こども園基本構想作成業務委託料の予算執行を停止することを求めるものです。

以上が提案理由です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

3番 山本(数)議員。

○山本(数)議員 3番、清志会、山本数博です。

この提案について、私は賛成せんにゃいけんというふうな思いでおるんですけど、思い違いがあったらいけんの、ちょっと確認をさせていただきます。

先の6月10日の専決処分の承認のときに、職務代理者である副市長に、市長の権限でやってはいけないのは何かという質問をさせていただきました。やってはいけないのは1件だけ答弁されまして、あとは市長の権限は全部あると思います、こういう返事だった。この執行停止について、今の職務代理者でできるということの認識の上に、基本構想の業務の、今着手している執行を停止すべきだと、こういう考え方で出されたのか、その辺を1点伺いたい。

また、基本構想業務の業者の資格結果の通知を6月20日、明後日までに市は参加業者に通知するということになっています。したがって、この案件から20日の行為までを停止されてはどうかと、こういう提案なのか伺いたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

田邊議員。

○田 邊 議 員 2点の質問にお答えいたします。

執行停止は副市長でできるのかという点では、「できる」という認識でこちらの議案を提出しております。

2点目の、業者への通知というところなんですけれども、これも含めて停止できるものであれば停止すべきと考えますが、日数的に既に準備に入っているということとか、もう既にそこまで停止ができないということであれば、通知そのものは行ってもいいんですけれども、その後の予算執行、そこから係る予算については止めるということで考えております。

○大 下 議 長 ほかに質疑はありませんか。

山本(数)議員。

○山本(数)議員 できれば20日の参加資格の通知、これも含めて停止してもらえばというふうに言われたように伺いました。

それで、これが採択された場合、提案者とすれば、どういう形で執行部へ言うべきだとお考えなのか伺いたしますが、私が考えるには、議会の議決という重みがあるんで、議長と副議長と提案者の3名の方が執行部に面会を求めて、議会で議論された内容を含めて執行停止について申し出るべきだというふうに思うんですが、提案者はその辺はどういうふうにお考えで提案されたのか伺いたします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

田邊議員。

○田 邊 議 員 ちょっと確認をしたいんですが、執行部への議決内容の通知ということだと判断したんですけれども、議決はこの場でこの後採決されるので、そこで結果は出ると思います。提案理由も先ほど述べたとおりですので、それを執行部として受け止めていただきたいという思いですし、改めて

議決されたことを通知すべきだということであれば、その判断は議長がされるものと考えております。

○大 下 議 長

答弁を終わります。

山本議員に申し上げます。

協議ではありません。この発議に対する質疑ですので。今の状況からいうたら、中身入って協議に入っているように思います。

ほかに質疑はありませんか。

山本(数)議員。

○山本(数)議員

この動議に対して賛成するか、せんかで確認しよるんです。こっちの思いでこれはどう考えるんかということをお願いするんで、それなら反対ということもあり得るんで、提案者の考えを確認させていただきよるんですが。

最後、もう一点確認させていただきたいんですけど、ここで議決したやつを文書か何かで当局のほうへ通知をして、やめるべきじゃというような内容のもんじゃないと思うんです。そういう意味で、できれば提案者とすれば、議長以下、副議長、提案者と執行部と面会してその内容を伝えて、ぜひとも今やめて新市長の判断に委ねるべきじゃと、こういうことを言うべきじゃというふうに思います。

それをやられる前に、この間の専決処分は3名の方が賛成されました。それをこのたび、反対ということになると思いますけど、少数意見を無視するんじゃないくて、少数意見でこういうことがあったということも含めて執行部に申し上げるべきだと思います。

以上です。

○大 下 議 長

答弁が要りますか。答弁のしようがないと思いますけれども、これは。田邊議員、答弁を求めます。

○田 邊 議 員

先ほどの質疑で提案者が行くべきというところがありましたが、提案者というか、私自身が勝手に一人で行ってもいいものかと言われると、決してそんなことはないと思いますので、そこの中で議長が判断されて、提案者も同席してくださいということであれば、当然そこに同席するつもりでおります。

以上です。

○大 下 議 長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論あり)

○大 下 議 長 討論がありますので、まず、本件に対する反対討論の発言を許します。  
熊高議員。

○熊 高 議 員 この発議に対する反対の立場で討論させていただきます。

まず、専決処分に対して、私は賛成をさせていただきました。

その理由は、その当時も申し上げましたが、一時も早い防災という立場から進めるべき、そういった思いで賛成させていただきました。さらにその中身は、基本構想があって初めていろんな協議が進むということも、これまでもずっと協議をしてきております。

そういった中身を含めて今回の発議で、この予算執行を止めるということはいかななものかという立場におります。とりわけ、先ほども申し上げたように、一時を争うこの時間の中で、新市長が決まるまでこの予算執行を止めるということそのものが、私には理解することができません。

というのは、これまでも議会は、議会の議決権によってあらゆる市長の提案、あるいはそういったものに対する議会としての立場を明確にし、その議決権を行使してきました。新しい市長がどのようにされようと、議会が議会として粛々と協議をし、その立場を明確にすれば、当然そのことは止まる場合もありましょうし、進める場合もあります。そういったことをこれまでの経緯からすると、この新市長が決まって、その内容をどうするかというようなことが書いてあること自体が、私はこれまでの議会の在り方と矛盾しておるというふうな立場で見させていただいております。

そういったことも含めて、この専決処分の執行というのは粛々と進めていくべきだというふうな立場で、この発議には反対をさせていただきます。

○大 下 議 長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

芦田議員。

○芦 田 議 員 6番、芦田宏治です。

私は、認定こども園基本構想策定業務委託料の予算執行を停止することを求める決議事案に、賛成の立場から討論します。

この認定こども園基本構想策定業務委託料は、住民や保育事業者への説明ができていないなどの理由で、議会側が過去2回予算案から削除しています。

認定こども園については、今日まで数度にわたり議論を行ってきました。執行部の対応は、田んぼアート公園跡地ありきの議論に終始しており、他の意見に耳を傾けるという姿勢を感じ取ることはできず、極めて重要な案件にもかかわらず、真摯な議論が尽くされたとは考えられません。決して民意がくみ取られていると考えられません。

このような状況の中で認定こども園作成業務委託料613万8,000円の専決処分を行いました。地方自治法が定める専決処分ができる4つの要

件を全く満たしていないのは明らかです。6月定例会で専決処分を不承認したにもかかわらず、基本構想策定業務の公募に着手することは、決して容認できるものではありません。よって、新市長が決まるまでの間、認定こども園基本構想策定業務委託料の予算執行を停止することを求める決議案に賛成します。

○大 下 議 長 次、本件に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。  
次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
南澤議員。

○南 澤 議 員 1番、南澤克彦です。  
発議に対して賛成の立場で討論いたします。  
賛成理由の主なものは、先ほど田邊議員が申し上げた提案理由と一緒に

です。  
付け加えて、先日、専決処分の際に示されたスケジュール案を見ると、この専決処分した予算案で動いたとしても、認定こども園の開園は2030年、今から6年後ということになります。この間、現在移転を検討されている3園がある場所は土砂災害警戒区域にあり、6年の間、危険にさらされ続けることとなります。一刻を争う状況だということは、執行部、議会ともに共通の認識だと思われませんが、その6年の間はその課題が解決されないままであるという点においては、これが課題だと認識しております。

そういった点では、これまで広島北部農協本店があったところがJ Aの合併により3階部分が空いている状況にあります。J Aのほうに確認したところ、具体的な話はまだ決まっていないが、利活用の方向は探しているということでありました。そういった状況の中であれば、その3階部分を利用して一時的に保育所を移転するということも可能ではないかと考えております。5年に及ぶ間、危険にさらされ続けるのではなく、そういった臨時的な対応もしてほしい、検討してほしいというふうに思います。

私のほうとしては、対案を示した上で、この発議に賛成したいと思えます。

私の賛成討論は以上です。

○大 下 議 長 次、本件に対する賛成討論の発言を許します。  
(討論なし)

○大 下 議 長 賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第1号「専決処分した令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）に対し執行停止を求める決議」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 一般質問

○大 下 議 長 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございます。

なお、1つの質問を終え次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次、発言を許します。

6番 芦田議員。

○芦 田 議 員 6番、芦田宏治です。通告に基づき、大卒3点について質問します。

最初に、芸備線再構築協議会について質問します。

芸備線再構築協議会の設置に関しては、広島県から「庄原市以外の全沿線市とも芸備線の広域的な取組について議論したい」との考えが示され、三次市・安芸高田市・広島市に対し参加意向に関する意見聴取が行われましたが、安芸高田市は不参加を表明し、今日に至っています。

そういった中で市議会では、芸備線再構築協議会について、5月24日に中国運輸局、広島県地方制作局の担当者を招聘し、勉強会を開催しました。

勉強会ではまず、全国で初めてとなる芸備線再構築協議会の設置に係る説明を受けました。第1回協議会が3月26日に開催されたこと、第1回協議会では、協議会の円滑な運営を図るため、実務的・機動的な下部組織として幹事会が設置され、5月16日に第1回幹事会が開催されたことのほか、協議会と幹事会の開催結果などについて説明を受けました。

会議の内容や今後の取組などを聞いていて、安芸高田市として交通社会資本でもある鉄道の重要性を考えたとき、できるだけ早いタイミングで協議会に参加すべきだと思いました。

市は、芸備線再構築協議会に参加する考えはないか、伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村副市長 現時点で、主体的に参加する考えはございません。

なぜなら、以前からお伝えしているとおり、再構築協議会は特定区間について議論する場です。これに参加することは、市の利益を最大化することにつながるからと考えております。

ただし、芸備線全線を対象とした実証実験等が行われる場合は、利害関係者になりますので、当然参加していくことになると考えております。

○大 下 議 長 以上で答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 芸備線再構築協議会に設置した幹事会では、持続可能な地域社会の

実現、沿線地域のまちづくり、観光振興などを議論していくという説明を受けました。安芸高田市には、毛利元就と郡山城の歴史があり、伝統の神楽は関西公演などで盛り上がりを見せており、サンフレッチェ広島も新スタジアム効果でサッカー公園を訪れるファンも大幅に増えています。また、高規格道路の向原吉田間のバイパスが開通し、来年度には利用開始の予定だと聞いています。芸備線の利用者を増やす要素はいろいろあるように思います。

芸備線再構築協議会に入る入らないにかかわらず、芸備線の利用促進は市にとって重要な課題だと考えます。向原駅までのアクセスを含めて、市としての考えがあれば伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 今おっしゃいました、芸備線が安芸高田市にとって非常に重要な路線であるということについての認識は、私たちも同じように持っております。

この再構築協議会については、法のたてりが、今回再構築を検討していくという、その特定区間として設定された、備後庄原と備中神代の間についての再構築方針を決定するというふうな、そういう形になっています。観光振興でありましたり、芸備線沿線全線のというところは、それはそれで調査はされるんですけども、やはりそれは何のためかという、特定区間についての再構築方針を検討するための、その周辺の調査というふうなことにすぎないと思っております。もちろんそれは十分に重要であるとは考えているんですが、むしろそちらで議論するのではなくて、やはり安芸高田市として重要な部分というのは、安芸高田市から広島市、または三次市、この近隣の町に移動する部分がどうかというところ です。

ですので今回は、そこが対象に入っていないということで再構築協議会には参加しておりませんが、三次市・安芸高田市・広島市で別に任意協議会というのを立ち上げました。5月31日にその第1回の会議を行って、三次市から広島市の芸備線の区間についてどのようにしていくべきかというふうな議論を、そちらでやっていくことになっています。

再構築協議会は、繰り返しになりますが、やはり法のたてりが特定区間というところを、最終的にはそこにフォーカスしていくというふうなことになりますので、我々としてはそちらで議論するのではなくて、三次市・安芸高田市・広島市の任意協議会のほうで、今、芦田議員がおっしゃったようなことについてはしっかりと議論していきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 2番目の質問に移ります。

安芸高田市の地域包括連携協定について伺います。

最初の質問です。

市は、今年の4月17日に、一般社団法人東京ニュービジネス協議会と地域活性化を目的とした包括連携協定を締結しています。4月26、27日には、東京ニュービジネス協議会の会員が安芸高田市を訪問し、東京ニュービジネス協議会加盟の十数社から十数件の提案を示されたということです。

安芸高田市の課題解決に向けて、広い分野で取り組んでいくとのことですが、市としては、具体的にはどのようなことに取り組んでいこうと考えているのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 東京ニュービジネス協議会とは、会員各社のノウハウや人的・物的資産を活用して、市の地域課題を解決することを目的に協定を結んでいます。

その進み具合というところですけども、現在、17社から20件の提案を受けて、そのうち13件について関係各社との協議を進めています。

いただいている提案としては、地域の特徴的な取組を取り上げるウェブメディアに、安芸高田市に関する記事を書くウェブライターを募集して、ライターとして会社が育成をして、安芸高田市に新たな仕事を生み出すとともに、市の情報発信にもつながるというふうな提案をいただいたり、また、ITエンジニアの育成講座を市民対象に開催して、一定のレベルをクリアした人を自社で雇用し、東京の仕事を安芸高田市でもできる環境をつくるといったようなものなどがあります。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

協議会メンバーの方とは、市の抱えている課題等も話し合われたと思いますが、今後東京ニュービジネス協議会と地域の活性化や課題解決に向けて、特に重点的に取り組もうとしていることについて伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 東京ニュービジネス協議会と連携して取り組むことは、本市の課題全般ということになると考えております。

本市のように中山間地域にある小さな町にあっては、数多くの困難な課題を市の力で解決していくのは、大変難しくなっていると感じております。このたび、東京ニュービジネス協議会の方から数多くの提案をいただいてきましたが、これまでになかった切り口の取組や新たなつながりが生まれようとしており、課題解決につながっていく可能性が大きく広がったと捉えております。また、東京ニュービジネス協議会も、

行く行くは安芸高田市との連携の取組を、全国の地域課題解決への貢献のモデルケースとして行っていきたいと伺っております。

今後は、こうした提案をいただく機会を定期的につくり、双方が連携の取組を適切にフォローし合い、課題解決につなげていく流れを確立していきたいと考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 協定の締結式の模様などを動画で見ていると、東京ニュービジネス協議会の井川会長が石丸市長の情報発信力を高く評価されていることで、事業もスムーズに進んでいるように思いますが、市長が辞職したことによる影響はないのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 きっかけは、まさに石丸市長の情報発信力によって安芸高田市が先方の井川会長の目に留まってこのようなお話になったということにはなっております。退任をされましたけれども、やはり先ほど副市長が言いましたように、東京ニュービジネス協議会としても、地域貢献というのをこれからしっかり進めていきたいというふうな思いを持っております。

また、こちらもこの課題解決というところを市単独で行っていくのはやはり厳しいところがありますので、今回いただいた縁を続けられるようでないといけないと思っておりますので、安芸高田市が信頼に足るパートナーであり続けられるように、これからしっかりと協議をしていきたいというふうに思っています。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

これまでに株式会社良品計画、株式会社ヤクルト山陽、株式会社イズミ、県立広島大学などと包括連携協定を結んでいますが、具体的な成果について伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 本市が包括連携協定を締結している民間事業者等は、8者あります。先ほど芦田議員のほうから名を挙げられた会社以外に、安芸高田市内の郵便局及び高陽郵便局、大塚製薬株式会社、生活協同組合ひろしま、一般社団法人東京ニュービジネス協議会でトータル8者になると思いますけれども、その8者と協定を結んでおります。

これまでの成果は、介護予防や健康づくりに関すること、住民自治活動の育成や農業振興など、民間事業者の資源を活用し、市の抱える課題の解決に向け、公民連携の取組を推進することができたことが成果と思

っております。

今後も、民間事業者が持つアイデア、ノウハウ、ネットワーク等の資源を最大限に活用し、地域課題の解決や市民サービスの向上を進めてまいります。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 包括連携協定を結んでいる企業と団体とのコミュニケーションをしっかりとって、市が抱えている課題解決に向けて多くの成果が出ればと思います。

3番目の質問をします。

多治比川の頭首工について質問します。

令和3年8月の豪雨により、多治比川に甚大な被害が発生し、現在、改良復旧工事が進められています。工事に先立って利害関係者と多治比川の取水堰の構造の見直しが進められています。この件について3点質問します。

最初の質問です。

吉田町2丁目付近の稲田橋上流には、お茶屋頭首工という取水設備があります。頭首工とは、農業用水を取水するため、河川をせき止め、水路に水を流す施設のことです。市が2024年4月からお茶屋頭首工の管理を辞め、取水を行わないことにしたということで、お茶屋頭首工からの水が水路に流れなくなりますというチラシが先月の5月23日に水路周辺の住民に配布されましたが、短兵急過ぎて地域住民は困惑しています。

この件については、社会環境課で4月以降に住民説明会を行うということでしたが、説明会を行わずチラシを配布しましたが、今回の市の対応についてどのように考えているのか伺います。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村副市長。

○米 村 副 市 長 お茶屋頭首工の管理につきましては、時期は不明ではございますが、旧吉田町に移って以降、安芸高田市が昨年度まで行ってまいりました。お茶屋頭首工以外の頭首工は、水利権者が維持管理を行っている市内の実態を見ると、市が頭首工を管理することは不均衡であり、また、あわせて、市が水利権を持ち得ない点で不適切であるという結論に至りました。

市から農業用水利用者へ堰の維持管理を引き継ぐ形で協議を進めてきました。しかし、3月に入り、農業用水利用者から、管理費面での不安から管理を受けることができないとの申出を受けたことから、4月以降、堰を維持管理する者が不在となりました。

これにより、水を止めることが確定したため、早期の周知が必要と考え水路を、流域地域を対象としたチラシを各戸配布で変更したものでございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 3月に受けないということが決まったということで、時間的な余裕もなかったのかも分かりませんが、当初、地域の方には、そういう説明会を行いますということを伝えていたにもかかわらずチラシにしたということは、地域の人を集めて説明会を行えば、地域の方のほうからの意見も聴けて、双方向の意見交換ができると思いますが、チラシでは一方通行になりますので、地域住民に対する説明会は行うべきだったのではないかと思います、その点について再度お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 議員御指摘の部分も理解ができますけれども、やはり先ほど副市長のほうで答弁させていただきました理由によりまして、そのような形を取らせていただいております。

お伝えしたかったことというのも多々ありますけれども、やはりメインでありましたのは、お茶屋頭首工のほうから水が水路に流れなくなるということ、それを流域の市民の方にお伝えするというところでチラシのほうを配らせていただいております、周知ができていますものというふうに現時点では考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 次の質問に移ります。

水路に水が流れなくなれば、汚泥がたまり、悪臭を放つことが考えられます。配布されたチラシにも、「環境保全のためにも地域ぐるみで定期的に清掃活動をお願いします」と書いてあります。これからはこの定期的な清掃活動が非常に重要だと思いますが、お茶屋頭首工の水路は吉田の商店街、また、住宅密集地を通して大浜地区へと続いています。影響範囲が広いと、地域間の連携も必要になってきます。

広範囲にわたる環境の悪化が危惧されますが、環境保全についてはどのように考えているのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 環境の保全につきましては、まずは公共下水道未加入者の方の早期の下水道接続、加えて、地域住民の方による定期的な水路等の清掃活動を継続的に取り組んでいただくことが必要と考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 この地域は、公共下水道の整備区域になっています。早期の下水道

への接続が必要とのことですが、下水道の接続が開始してもう20年が経過しています。下水道の加入率はどのようになっているのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 この地区の整備については、公共下水道吉田処理区ということになっております。前年度3月末の加入率は73.9%です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 加入率は73.9%ということですが、下水道に接続されていない戸数は何件ぐらいあるのか伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

河野建設部長。

○河野建設部長 約340戸という状況です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 かなり未接続の戸数があるようです。加入率アップの取組を進めていくことが大切ですが、時間がかかると思います。まずは、住民による定期的な水路の清掃活動に取り組むことが重要だと思います。

しかし、水路は、新町2丁目から5丁目、高樋、大浜など10以上の地域にまたがっており、広範囲の地域が連携して清掃活動をしていくには、当面の間、地域間の調整など市が積極的に関与していくことが必要だと思いますが、考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 この吉田地域におきましては、既に地域振興会行事の一環といたしまして、7月に全町を挙げての定期的な清掃活動が実施されております。市としては、これまでの清掃活動に併せ、水路清掃のほうを検討いただければと考えております。

加えて今後、地域振興会に対しまして、効果的な清掃活動となるよう協力の依頼のほうも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 先ほどの質問は、市としての協力が必要ではないかという質問だったんですけど、地域住民への協力依頼は当然ですけど、市として協力できることはどういうことがあるのか、伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 繰り返しになって恐縮ですがけれども、まずは市のほうとして、地域振興会の皆様方に対して、清掃活動といったことに対して促しをさせていただく、また、その上に立っていろいろ諸課題があった場合、それにつ

いても一緒になって検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 このお茶屋頭首工の水路については、地元の地域の人と一緒に頭首工水路をくまなく歩いてみましたが、先ほども言いましたように、かなり水路の範囲が広いので、地域の人と言われるには、水路の清掃をやっていくのは当然だけど、全部の地域の人と調整を自分たちでするのはなかなか難しいので、そういうところの調整を市のほうでしていただいたら、清掃活動もよりスムーズにできるのだからという話でした。

そこら辺の調整部門としての市の協力についてはどのようにお考えでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 先ほど市民部長が答弁したとおり、基本的に地域振興会が現在やっておられます清掃活動、その中に水路清掃も含めてやっていただきたいということで協力をお願いしたいというところまでが市ができるところかなと考えておまして、また今回、地域振興会の補助金等の中にもこういった活動に使える補助金を入れておりますので、そこらも活用して地域振興会に自主的にといいますか、地域振興会を取りまとめて全域でやっていただく、それに対する依頼、また、先ほどこっちと市民部長が申しましたけれども、そういった課題があれば、また協議して検討していきたいとも思います。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 先ほど説明もありましたが、吉田町時代からこのお茶屋頭首工は使われていて、何十年も使って、この3月に急に頭首工の可動堰の電源を切って、4月から水路の水が出なくなりますということの連絡がありましたが、何十年も町また市が関わってきたのに、急に3月に止めて、今の話では振興会の協力を、地域の協力をということだけで、私は、市として、さっき言いましたような地域の人が自分らだけではできない部分については市が協力して、少しでも効率的な清掃ができるようにするべきではないかと思いますけど、再度お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 安芸高田市内にあります、これ法定外公共物というんですけれども、水路等ですね、その分については安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例というのがありまして、その中に、「法定外公共物をその目的の範囲内において日常的に利用するものは、当該法定外公共物が常に良好な状態で利用できるよう、その保全に努めるものとする」という規定が

ございます。ここの水路だけではなくて、市内全域で法定外公共物については、その地元に維持管理をお願いしているところでございます。よって、市での水路の維持管理については、均衡性も考えて、この可動堰の関係の水路のほうを維持管理する考えはございません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 ここの水路の維持管理を市がやるべきではないかということは一切言っておりません。ここの水路の清掃活動をより効率的にするために、市の協力はできないかということです。市が水路の管理を継続してやってくださいということではなしに、今から地域の人が水路の清掃がスムーズにできるように、市としての協力はできないかということなんですが、市は一切の協力はしないということなんでしょうか。それとも、協力できることは地域と協力してやっていくということか、そこだけお聞かせください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 先ほど答弁しましたとおり、市が協力と考えておりますのは、地域振興会の協力依頼、また、水路等の清掃ができる補助金の創設も今年見直ししておりますので、そこらについて振興会のほうとの協力はやっていきたいと考えておりますし、先ほど言いましたように課題等があれば、その課題の解決に向けて振興会とも協議していきたいと考えております。以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 振興会と協議はするけど、地域の人との説明会であるとか、地域間の連携が取られるように市のほうが関わっていくという気は全くないということでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 ちょっと何行政区あるかどうか分かりませんが、その地域の各行政区の集まりが地域振興会と認識しております。その取りまとめを振興会のほうに、今からになりますけど、お願いするようにしております。だから、行政区個々で市と対応するというのではなく、地域振興会のほうでお願いするように協力していきたいと思います。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 市としての考え方がよく分かりました。

次の質問に移ります。

お茶屋頭首工の上流にある竹屋頭首工と弥三郎頭首工も水利権者との協議が行われているとのことですが、二つの頭首工についての進捗状況

を伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 竹屋頭首工と与三郎頭首工は、河川改修に伴い使用しなくなりますが、こういった形態で取水するかを現在、事業主体である広島県と水利権者との間で協議中のため、着工時期などは未定との回答を広島県から得ております。よって現在のところ、住民への周知についての具体的な考えはありませんが、着工時期などが確定した後、検討したいと考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 竹屋頭首工については、ポンプを設置する方向で検討されていることですが、設置位置とかは決まっているのでしょうか。お伺いします。

○大 下 議 長 答弁できますか。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 現在、竹屋頭首工の関係組合の皆さんと県とのほうで協議を進めている段階ではございますが、今どこに井戸を設けるかというところまでは確定しておりません。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 竹屋頭首工については、ポンプに切り替えて頭首工からの取水を止めた場合、お茶屋頭首工の水路を止めたときと同じような状況になると推測されます。今度は事前に環境の影響などを調査し、今回のような急な対応でなく、早めに該当する地域の説明会等を行う必要があると思いますが、市の考えを伺います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 先ほど、工事の進捗のほうは現在未定ということがございました。こちらにつきましても、工事の進捗状況を踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

芦田議員。

○芦 田 議 員 生活に直結することなので、早め早めの対応を望みます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、芦田議員の質問を終わります。

ここで、11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

- 大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
1番 南澤議員。
- 南 澤 議 員 1番、シセイクラブ、南澤克彦です。通告に基づき、大枠2点御質問いたします。
1点目、消火栓について伺います。
消火栓は、消防水利において重要な施設であります。その管理・運用について、消防団員の中でも認識が異なることが見受けられました。平時のうちに認識を整え、体制を整えておくことが緊急時の備えになると考え、以下、執行部の見解を伺うものです。
まず、1点目。公設の屋外消火栓について、管理者は誰になりますでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
市長職務代理者、米村副市長。
- 米 村 副 市 長 公設の屋外消火栓につきましては、市が広島県水道広域連合企業団に建設費を負担して設置しております。よって、管理者は市長となります。以上です。
- 大 下 議 長 以上で答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 では、次の質問です。
消火栓の定期点検の頻度について、定めはあるかお伺いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 消火栓の定期点検の頻度につきましては、明確に例えば法令などで定めたというものはございません。ただし、消防団は各分団において、その管轄区域内を1年に1回以上、そして、消防本部では、消防本部地理水利調査規定に基づく水利調査として、4年に1回以上行っております。以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 次の質問に入ります。
先ほどの質問と関連するんですけれども、定期点検は消防団、消防署、いずれのパターンもあるかと思うんですけれども、どちらが担うことになるのか、その明確な基準というのはあるんでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 あくまでも市長が管理者でございまして、消防団、消防本部のどちらが主で管理しているというものではございません。今のところ、消防団、消防本部の両方が定期点検を行っております。

- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 市が管理者で、定期点検は団が年に1回、消防本部が4年に1回以上と
いうことで、同じ消火栓について、団は毎年やっていて、4年に1回は消
防署が行うという理解でよろしいでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 はい、結果的に同じものを消防団、消防本部の両方が点検しているこ
とになると思います。
消防団については、水利の位置の把握、あと、消火栓などの使い方の
確認などのことも踏まえて点検を行っております。
消防本部につきましては、また別途答弁いただきたいと思います。
以上です。
- 大 下 議 長 続いて答弁を求めます。
吉川消防長。
- 吉川消防長 消防署についても、先ほど申しました規定に基づいて、調査計画を策
定いたしまして実施しております。頻度については、吉田の消防署本署
管内4町を4年に1回、毎年1町ずつ。北部関連については、2町を2年に1
回ずつ点検しております。点検の内容についても、実態の把握、ふたや
バルブの状況の確認、清掃などを実施しております。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 団のほうでは年に1回、本部のほうでは、吉田のこちらの本庁のほう
は4町を4年に1回、北部の管轄のところは2町を2年に1回行っているとい
うことだったんですけれども、次の質問に移ります。
定期点検が適正に行われているか、市のほうでは管理を行っています
でしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 点検は適正に行われているものと認識しています。維持管理も危機管
理課のほうで適正に行っているところでございます。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 では、次の質問に移ります。
5番です。消防団、あるいは消防団員によって消火栓は消防署、本署
が使うものという認識の方と、消防団員が使ってよいものという認識が
混在していることを確認しました。
市、あるいは執行部の公式な見解をお伺いしたいと思います。

- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 当然のことながら、消火栓は消防団が使ってよいものです。もちろん消防本部も使います。消防団は使ってはならないという方針を今まで取ったことは一度もないつもりなんですけれども、2023年3月に消火栓使用の注意事項について、団本部を通じて通知を行っております。消防団員においては、適正に消火栓を使用し、消火活動を行っていただくようお願いしたいと思います。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 消防団が使ってよいものという認識が示されましたので、誤解がある部分が認められましたので、その辺りはこちらのほうからもお伝えしたいと思います。
では、次の質問です。(6)です。
消防団によっては、消火栓を使う訓練が行われておりません。指導の必要性があるというふうに考えますが、執行部の見解をお伺いします。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 消火栓の訓練というものは今まであまり耳にしたことがございませんが、各分団が1年に1回以上、中には月に1回ぐらい点検していらっしゃるところもあると聞きますが、1年に1回以上の消防の水利点検を行っております。その際に消火栓の使用方法を確認していると認識しております。また、先ほど答弁しましたとおり、消火栓使用の注意事項を文書で通知しております。ですので、特に消火栓のための訓練指導を行う必要性というものは感じてはおりません。
消火栓使用の訓練を希望する分団があるのであれば、それはほかの様々な訓練と同様に、所属の方面隊本部を通じて訓練を行っていただきたいと思います。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。
- 南 澤 議 員 消火栓を使う訓練を希望する分団があれば、所属の方面隊を通じてということなんですけれども、所属の方面隊を通じて申請を上げると、指導が行われるという認識でよろしいでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 はい、そのとおりです。ほかの様々な小型ポンプの使い方とか、そういったものと同じということになります。
以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。そのようにお伝えしたいと思います。
次の質問に移ります。7番です。

ほかの自治体では、消火栓や防火水槽の位置をG I S（地理情報システム）を用いて団員に共有している事例もあります。ベテランの団員であれば管轄の水利を熟知されていると思いますが、新人や管轄外の団員が消火活動に加わることもあると思います。そういった場合は、消火栓の位置、あるいは防火水槽、水利を分からないこともあり得ると思います。そういった事態も懸念されるので、消火栓、あるいは防火水槽の位置をG I Sなどで共有する方法も必要ではないかと考えるんですが、導入する考えはあるか、所見を伺いたと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 今のところ、導入する考えはございません。1年に1回以上の点検をしておりますので、分団は現場を把握しておりますし、地図に水利を書き込んだものを各分団に配布しております。もし水利を把握していないという分団がございましたら、再度、水利の地図を用いて点検とともに現場の確認をしていただきたいと思います。

また一方で、先ほど議員もおっしゃいましたように、管轄外の消防団員が把握し切れていない可能性もございます。そういったところは消防本部がシステムを消防車両に積載しておりますので、消防本部から指示をいただくという方法もあると思います。

また、先ほどおっしゃったアプリなどについて、消防団などのために作られたアプリというものがあって、他の自治体でも導入事例があるということを知っておりますので、安芸高田市でも活用できるものかどうか研究はしてみたいと思います。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 分かりました。ぜひ検討・研究をしていただきたいと思います。
それでは、大枠2番、次の質問に移ります。
学校の制服について伺います。

中学校へ進学する保護者から、制服など進学に際して準備するものがたくさんあり高額になるということで、見直しを求める声が上がっております。

そこで、以下について伺います。

まず1点目。日本においては、学校制服に関する具体的な法令は存在しないと認識しております。安芸高田市教育委員会として、制服に関し指針や規定が示されているか、伺いたしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川教育次長。

- 柳川教育次長 学校の制服に関する教育委員会の指針や規定はございません。制服の指定や着用については、各中学校の校則の中に規定をされているというのが実態でございます。
- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 南澤議員。
- 南 澤 議 員 今の答弁の中に含まれてしまうんですが、次の質問を行います。制服等を定める裁量・権限はどこに帰属しますでしょうか。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 柳川教育次長。
- 柳川教育次長 学校における制服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において判断しております。
- 以上です。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 南澤議員。
- 南 澤 議 員 制服を定める裁量は、最終的には校長ということで答弁いただきました。
- では、次の質問です。
- 保護者が制服等の見直しを求める場合、どのようなプロセスを経て話を進めるべきと考えますでしょうか。所見を伺いたと思います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
- 永井教育長。
- 永 井 教 育 長 ただいまの御質問につきまして、結論から先に述べますと、見直しを求めるときの決まったプロセスというのはございません。従いまして、現段階におけます教育委員会の見解としまして、まず大切なことは、当事者である生徒を協議の中心に据えるべきだというふうに考えています。
- 具体的な検討につきましては、今申しましたように生徒会、教職員、保護者、場合によってはコミュニティスクールに関係します学校運営協議会委員等を交え、制服検討委員会といった検討する会を立ち上げ、そこで丁寧な議論を行っていただき、方向性を決定すべきだというふうに考えております。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
- 南澤議員。
- 南 澤 議 員 おっしゃるとおり、当事者である生徒、それから教職員や保護者、あるいは地域、学校運営協議会、そういった方々で丁寧な協議をした上で合意形成をして進めていくべきということで所見を伺いましたので、そういう声が上がっていますので、保護者の方にお伝えして、そういった動きをしてみてもどうかというふうに促してみたいと思います。
- 以上で、私の一般質問を終わります。
- 大 下 議 長 以上で、南澤議員の質問を終わります。
- 続いて、通告がありますので発言を許します。

14番 金行議員。

○金 行 議 員 14番、金行哲昭です。通告どおり、大枠2点。「中学校統合について」と「児童虫歯対策について」、質問させていただきます。

まず、中学校統合についてです。

この中学校統合は、我が安芸高田市、また全他町村にも、児童数の減少、中学校の生徒の減少、我が市も本年度は、2024年度は六百十何人、何ぼぐらい言ったら失礼ですけど、そう記憶して、2035年には340人ぐらいで半減するという中で、この推進計画、基本計画ですよね、推進計画も2028年から5年かけて行われるという設定で進んでいらっしゃると思います。

この中学統合というのは非常に長い期間ですが、非常に子どもたち、父兄ですかね、いろいろな安芸高田市民が非常に関心を持っておられますし、我々議員も関心を持っていかにかいけんと思います。

昨年、保護者会の説明会で各地域で実施された中で、保護者会のアンケート調査の中に合併が早期に必要なのかということは、ある程度70%ぐらいは理解をされとると私は認識しております。その中で1校がいいのかというのは大体65%だったと思います。2校に賛成されとるのが17%というぐらいで、毎月中学校統合に向けていう、中学校の説明資料には発表されていたと認識しております。

その中で、4月27日、28日にされた説明会でございますよね。その説明会は私も参加させていただいたんですけど、以前に保護者には説明会がやってたということで、参加人数等々は全部把握はしてなかったんですけど、そこで出た参加人数からどんな意見がそのときに出たんかというのを、まず1点お聞きます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 4月27日、28日に実施しました、市民を対象とした説明会では、ハード面につきましては、校舎は安全な場所に新設してほしい、また、校舎を新設するときの費用等についての意見をいただきました。ソフト面につきましては、国際化に対応した教育、グローバル化への対応を意識した教育内容を展開してほしいといった意見もありました。

2日間を通しての参加者数は29名でございました。

以上です。

○大 下 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、教育長が答えられたんですけど、参加数が290名じゃなくて29名ということでしたんですけど、私の感想じゃ、少ないですよね。それはなぜかといいますと、保護者には以前からもう説明しとったという御意見もございましたが、その2日間というのは、そこに何かの教育委員会のほうで、ちょっと小耳につて言ったら失礼ですが、方法、日にち等々か何か考えられて、もう少しのこういう意見は大事な意見ですからね、

地域の意見を聴くということは、根本ですからね、どう考えておられますか、お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 今、議員のほうからありましたように、参加者数が少なかったということにつきましては、教育委員会でも一定の整理をしております。

一番の反省点は、やはりゴールデンウィーク期間中にかかったということで、この辺りの設定をもう少し配慮すべきだったということは反省として持っております。

それから2点目は、そうは言いましても今回、かなり丁寧に当事者である保護者を対象とした説明会を繰り返し行ってまいりました。したがって、27日、28日の2日間は、先ほど申しましたように市民の方対象ということでありましたので、前回、小学校の規模適正化というのはかなり多くの市民の方に参加いただいたんですが、やはり小学校と中学校を比較した場合、地域に、より関わりのあるのが中学校よりも小学校だというふうに思います。そういったところで、結果的に参加者数は、私たちも想定しておった以上に少なかったんですが、この辺りは反省点をしっかり整理しまして、今後の説明会に活かしていきたいというふうに考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 いろいろ農業の一番忙しい、また連休のときでございましたので、といっても、それをあれにして言い訳にはできませんが、2番目に行かせてもらいます。

5月1日から5月31日にパブリックコメント、意見募集というのをやられましたですね。これは31日に書類にでもいろいろ意見を聞きたいんですが、この8月中旬にこのパブリックコメントは発表するということ、この案内の中に出ておりますが、このパブリックコメントの中ではどういうことかというより、どのくらいの意見が出たかということは発表は、ここでは私たちに報告はできますか。それを報告してください。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 既にホームページ等でもお知らせをしておりますが、パブリックコメントで提出された意見は23件でございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 23件、気持ちとしてはどういうことかというのは聞きたいですが、それは中で精査して、8月の中旬にされると言っていますが、このパブリックコメントも、もうちょっと希望としてはあるべきではないんかと思うんですよ。そこらのパブリックコメントの目的というものをもう少し、

これは必要なんだという意気込み、相当なパブリックコメントの資料では、ただ出してくださいよっていうぐらい、もうちょっとなぜいうのも、書いてあります、提出する方の住所のある方とかいう、ことたちがもしもう少し目的とか、なぜするのかというのはもっと丁寧に、パブリックコメントが今23件ということでもう少し、その数は恐らく満足されてないと思うんですが、そういうところはどう思われますか。

それと、もうちょっとパブリックコメントの目的をぴしっと出すべきじゃないかと思うんですが、その点はどう考えておられますか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 パブリックコメントにつきましては、市として、このパブリックコメントを実施する要綱というのを定めておりまして、それに従いましてパブリックコメントの期間であるとか、その後の検討期間というのを設定させてもらっています。今回、学校統合についてのパブリックコメントにつきましては、市ホームページでの周知、それからお太助フォンでの周知、あるいは支所、各学校あたりにも計画そのものを紙ベースで配布したものも置き、また、保育園といったところにも紙の資料を配布し、広く募集をしたつもりでございます。

件数は23件ということでございましたが、目的は市民からの意見をお聴きし、計画に反映させるというところでございますので、これから2か月間精査しまして、公表させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 パブリックコメントは私の経験からでも、今から我が市がやった中でも、そんなにたくさんは出ないということが、そういう経験はしております。その中でやっぱり大事な御意見もあると思いますが、1点、パブリックコメントを出される方には、これ書いてあるんか知らんが、住所・名前等は求められとるんですよね。8月まであれしないということで、その人に返還いうんですか、回答いうのも個人の方にされる予定ですか。それとも、何かの一覧表ということで考えておられるんか、1点お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 パブリックコメントの実施に関しましては、まず提出される方の住所・氏名は記入はさせていただきますが、公表はしないということを明記しております。それから、意見提出者への個別の回答はしないということで、取りまとめたものを公表するという作業はありますけれども、個別には回答はしないというルールにしております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 これ以上は言いませんが、パブリックコメントをやって、今までのいろいろな御意見も出て、一応全部は公表するということですから、それを踏まえて、5年間の基本計画が着実に前に進むようにしていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に行かせてもらいます。

児童の虫歯対策についてですが、6月4日は虫歯の日でございますよね。この虫歯というのは、やっぱり子どもたち、児童たちの成長に向かってのこの歯というものは、刺激によっての集中力向上とか、かむことによっていらいらがなく、集中力がなくて低下するとかということが、学力にも影響するということは、専門家の意見で言っておられるのは御存じだと思うんですが、各小学校では定期的に健診はされておりますが、そのような認識を、そのときの学校での御指導というのはされているのか、そういっても先生は働き方改革でそこまではできないという方もいらっしゃると思いますが、学校医とか養護教員がいらっしゃると思うんですが、その点でそういう指導はされているのか、1点お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川教育次長。

○柳川教育次長 各校とも、給食後の歯磨きが習慣化するよう指導しております。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 それは、担任の先生が御指導されているんですか。1点です。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。

○永 井 教 育 長 担任も養護教諭も一緒になって実施・指導しております。ただ、歯磨き教室といったイベント的なことをやる場合は、担任プラス、多くの場合は養護教諭も一緒になって指導を行っているのが現状でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 この歯というものは思ったよりすごく、大人もですが、子どもに対してね。

2番目の質問に行きますが、児童時において、12歳からの歯は、永久的な歯がずっと大人になるということだと思います。じゃあ、この歯というのは、やっぱり学校だけが真剣になっても、家庭でもそういうことでございますので、永久的に生える期間が学校の指導方針としてそういう、今の時期の歯は大事なんですよという教育をやったりそういう先生方や学校医療の方、養護教諭の方で行っているのは当然と思うんですが、学校とPTA等々、また、学校保健委員会ですかね、そういうところにとってもどんどんすべきだと思うんですが、その点どうなっておるんです

か、お聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
柳川教育次長。

○柳川教育次長 小学校の学齢期におきましては、生涯にわたる健康づくりの基礎を培うことが重要であるというふうに考えております。虫歯予防を含む健康づくりに対して自立的に取り組むことができるよう、学校で指導しております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 虫歯というのは本当に子どもの成長、学力以前の問題で、やっぱり歯というものは全てに影響しますので、お互いに気をつけ、特に教育関係の方も気をつけて、我々も気をつけてまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○大 下 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。
ここで、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
12番 宍戸議員。

○宍 戸 議 員 12番、宍戸邦夫でございます。通告に基づいて、2項目お伺いいたします。

まず1項目め、甲立古墳についてでございます。

この古墳は、平成28年3月、国の史跡に指定されました。平成30年3月には、安芸高田市教育委員会によって、史跡甲立古墳保存活用計画が策定され、翌平成31年には、史跡甲立古墳整備基本計画も策定されていますが、現在は凍結されています。これは、昨年9月の一般質問のときの甲立古墳についての質問で、教育長の答弁がありました。

そこで、まず1点目（1）凍結の解除はいつ頃の予定ですか、お伺いいたします。

○大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
永井教育長。

○永 井 教 育 長 甲立古墳整備事業の凍結解除につきましては、現時点で予定はありません。しかし、今後、新しい市長の考えや方針によっては、再検討する必要もあるかと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この甲立古墳は、発掘調査には古墳の研究者の協力の下、多くの時間

と労力、多額の経費もかけられ、国県はもちろん、地権者など多くの関係者の支援もあり、国の史跡に指定されました。大変厳しい財政状況とはいえ、発掘調査場所の維持・保全だけでも急ぐ必要があるのではないかと思います。

そこで、2番目の質問に移ります。(2)です。

多額の経費がかかるということで、この整備基本計画を見ますと、あずまやとかいろいろなものが整備されるようになっておりますが、経費をできるだけ抑えた形で整備されてはどうかというふうに思うんです。新しい市長が誕生した後ということになりますが、一応教育委員会としての方針をやっぱりある程度市民に示して、行政としてこの古墳に対する思いをはっきりとしておくというのは大事なことだろうと思うんです。特に地権者の皆さん、協力はしたが、今はどうもなっていないねという声も聞きます。やっぱり行政に対する不信につながるようなことは避けるべきだろうと思うんです。

そこで、この整備計画の見直しについてお考えはありますか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 整備計画の見直しにつきましては、結論的に申しますと、検討をしていきたいというふうに考えております。凍結にはなっておるんですが、先ほど議員も申されましたように、これまで多くの方の協力をいただいて国史跡に指定をしていただきました。昨年度末まで発掘調査の報告書というものを作成しておりまして、昨年度末、それを文化庁のほうへ提出いたしました。

この機会を捉えて、現在、これも先ほどありましたが、あずまや等を含めた計画では、単市の持ち出しが約5,000万円ぐらいかかるようになっております。それに国の補助金がありますので、総額1億円近い事業ということで今現在のところ、計画を立てております。この辺りを最小必要限度に抑えるような形で、教育委員会としましては、何とか次の取組のほうへ続けていきたいというふうには考えておるところでございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 私もこの整備基本計画を見まして、概要版ではありましたが、やはり厳しい財政状況はこの近年変わらないというふうに思いますので、できるだけこの古墳が形状を壊さない範囲内で整備されたらどうかというふうに思うんです。そこらはまたこれから教育委員会で計画を立てられるというふうに思っております。

それでは次の、大枠2番目の五龍城跡についてお伺いいたします。

広島県指定の史跡、五龍城跡の登山道の整備の考えをお聞きします。

(1) 地元でこれまでいろいろな整備をされてきました。しかし現在、高齢化も進み、地元だけでの整備が困難という話も聞いております。市

として整備される考えはありませんか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 五龍城跡につきましては、市の所有ではないということから現在、市として整備を行う考えはありません。県のほうにも問合せ等をしておりますが、県指定になっておりますので、補助金を活用することはできません。

しかし、細かい取決めのようなものもあつたりしまして、頂上のほうだけが指定の範囲ということになっておりまして、登山道は私有地ということになっておりますので、登山道辺りの整備ということにつきましては、県のほうの補助はなかなか受けることが難しい、併せて市のほうは、現段階におきましては補助制度を設けておりませんので、結論的には市のほうで何らかの補助をしていくというのは、現状におきましては厳しいというふうに考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 この五龍城跡も、案外と言ったら失礼ですけども、地元の人も散策されたり、今は木が少し薄くなっておりまして展望も良いということからして、多いんです。市内外もおられると聞いておりますし、ここは南から登山する道と北側にも1本あるんですね。南側は相当崖になっておりまして、これは大変危険な状況です。地元としてもこの登山道の整備は困難じゃないかというふうな判断もしておられますし、北側が案外傾斜が緩くて、V字で上がるようになっておりますので、ある程度の年配者の方も登りやすいという。そこで、地元の人もこれまで石段を造ったり、いろいろと努力はされておるわけです。ですが、先ほど申しましたように高齢化もあるし、また地元の財政も厳しい状況の中で、登山道がありながら危険なような状態であるので何とかしたいということがあるわけです。

そこで、補助ができるかどうかは別として、教育行政史跡、一応史跡ということで間接的には市も関係があると思いますので、地元との協議ができないものかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 この五龍城跡につきましては、地元の方からの問合せでありましたり、意見も担当課のほうへいただいております。しかしながら、先ほど申しましたように、私有地ということになっておるという現状から、現在、補助等での協力というのは厳しい状況にあるということです。

もちろん、先ほどありましたように、関係者の皆さんと今後の有効活用に向けての協議等につきましては可能な範囲、教育委員会のほうも一緒になって話合いの場には臨ませていただければというふうには考えております。

- 大 下 議 長 答弁を終わります。
 宍戸議員。
- 宍 戸 議 員 期待しております。
 以上で、私の質問を終わります。
- 大 下 議 長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。
 続いて、通告がありますので発言を許します。
 11番 熊高議員。
- 熊 高 議 員 11番、熊高昌三です。本日の最初に辞職願を提出し、皆さんに承認をいただきましたので、6月23日までの任期ということですので、在職中最後の一般質問ということになろうと思いますので、改めてよろしくお願いしたいと思います。
- それでは、3点ほど質問を出しておりますが、まず1番、教育長に教育行政についてということでお伺いしたいと思います。
- 石丸市長が辞職することとなったが、これまでの教育行政を評価する立場として、今回市長が交代する中でも、教育現場として堅持すべき柱は何か、伺いたいと思います。
- 大 下 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
 永井教育長。
- 永 井 教 育 長 これまで石丸市政の中で、教育分野におきましては、未来への投資ということでハード・ソフト両面で様々な事業を展開してまいりました。その中でも今後、堅持すべき柱ということでございますが、何としても学校の働き方改革につながる事業につきましては、今後も堅持し、さらに進めていく必要があろうというふうに考えておるところでございます。
- 大 下 議 長 答弁を終わります。
 熊高議員。
- 熊 高 議 員 私も未来の投資という部分で、今、教育長がおっしゃったようなことが柱になるだろうというふうに思います
- 働き方改革、これはひいては子どもたちに先生方が関わる時間、いろんな形で充実してくる、今回給食のサポートとか学校の施設管理、そういったものも含めていろいろお手伝いをするような体制ができました。その結果として、先生方がどんなふうにな変わっていかれるように今のところ見受けられておるかというのを、改めて聞かせていただきたいと思います。
- 大 下 議 長 答弁を求めます。
 永井教育長。
- 永 井 教 育 長 ここへ来て、少し生意気な表現になるかも知れませんが、安芸高田市の義務教育が面白いという状況になってきていると思います。
- 「面白い」というのは、ただ単に面白いということではなくて、学校現場が非常に今、活気づいてきていると思います。そのことで、子どもたちは政治といいますか、そういうものに非常に興味を持ってきてくれています。

併せてこの間、石丸前市長が中心に、一番強く感じておりますのは、子どもを1人の人格を持った大人としての扱いの中で、子どもたちも非常に自信を持ってきていると思います。頑張れば大人の人たちが認めてくれる、応援してくれる、そういうふうな状況になってきて、そのことが例えば先般、ある中学生が、選挙権のない私たちは安芸高田市のために何をすればいいんですかと、そういう具体的な質問であるとか、選挙権のないのが悔しくてたまりません、そういった発言をする生徒まで今出てくるようになっていきます。

それは、先ほど言いました、教職員のやっぱり働き方改革による、まだまだ不十分ではありますが、一定の余裕、ゆとり、そういったものの相関関係にあると思います。教職員がゆとりをも持って日々の教育に当たる、そのことの結果が子どもたちの意欲を引き出すことになっており、そして、この間の行政の子どもたちへの様々な支援というものが本当に今、良い形となって表れてきているんだろうというふうに考えています。

そういう意味におきまして、何としても、先ほど申しましたように、学校の働き方改革は今後も堅持すると同時に、さらに充実させていくことを通して、子どもたちの可能性をさらに伸ばしていく、そういう安芸高田市の義務教育が展開できたというふうに考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 教育長もいろんな機会で、将来が楽しみだと、もっと先が見てみたいというふうなこともおっしゃった場面があったので、楽しみだなと私も同じように考えておりました。

今、答弁の中で、さらに充実していきたいというふうなことをおっしゃいましたけれども、教育長としては、どの辺にこれからさらに手を入れていくことがそういった教育界の活性化につながるのか、その辺が思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 今、一番強く思っておりますのは、県の教育委員会の仕事でもあるんですが、教員が不足している現状を何とか変えたい。例えば体調を崩して病休を取りたい、あるいは、女性・男性は問いませんが、介護休暇を取りたい、女性の場合は産休・育休を取りたい、当然の権利であるにもかかわらず、職場の同僚、仲間に遠慮しながら休まなければいけない。あるいは、休んだら後の補充がないので、無理をして学校へ勤務してくるというような状況が今は出てきています。

これは、もちろん議会の協力もいただいておりますが、今年度、いろいろな職種合わせて47名の会計年度任用職員を学校現場のほうへ配置してもらっております。それでも、安芸高田市も例に漏れず教員が不足しています、教職員と言ったほうがいいかも分かりませんが。そこを単市

の力でというのは、非常に困難さがありますが、何としても県教育委員会と協力しながら、まずは教員の確保をしていくということが安芸高田市における学校の働き方改革につながるというふうに思いますので、それを一番にやるべきだろうというふうに現状では考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 教育長がおっしゃるように私も考えておりますけれども、教育行政は文部科学省、そして県との関係、いろんな流れの中で成り立っておりますので、おっしゃったように単市での取組というのは、予算が幾らでもあればそこに振り替えることができるでしょうけれども、そのためにもこれまで未来への投資という形でいろんな予算を絞った中で、必要なものをそこに充ててきたという経緯がありますので、教育長がおっしゃるように、単市としてどの辺をどんなふうにもうまく動かしていけば、予算があれば幾らでもできるんですけれども、効率的に教育現場の運営をすることができるというふうに、お考えがあれば改めてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永 井 教 育 長 夢を見とるんかというお叱りを受けるかも知れませんが、安芸高田市の小学校、中学校へ勤めてよかったという教師を、1人でも2人でも増やすことだというふうに考えています。極端な言い方をしますと、お金があっても教員に成り手がいないんです。たくさん給料を出すから安芸高田市の小学校、中学校に勤めてくださいと言っても、それは今は無理な状況にあります。

これは国でもちょっと話題になりましたが、NHKだったですか、もう定額で、幾ら働いてもその見返りはないという、言ってみれば、学校の教育というのは教員に甘えてきたのが日本かも知れません。その辺りをまず制度としてきちんとしていくということが必要だと思いますので、教員を増やすということと同時に、やっぱり今勤めている人たちが安芸高田市の小学校、中学校へ何としても勤めてみたいよなど、そういう魅力のある教育実践を市内の小学校、中学校で展開するという事に尽きるのかなというふうに考えておまして、今、ささやかですが、様々な新しい取組というのを、小学校・中学校と一緒に展開し始めているという状況でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 教育委員会という組織があって、皆さん並んでおられる方を含めて幹部、そして職員の皆さんがいらっしゃるけれども、学校も校長を筆頭に教員の皆さん、教頭、あるいはいろんな立場で先生方がいらっしゃいますけれども、管理職と教育現場に直接関わっておられる教員の皆さん、ここはうまくいっておるんでしょうか。教育長の視点で、学校その

ものの中の、学校によっても違うんだと思うんですけども、その辺がうまく回っておるというふうに認識をされておりますか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 うまくいっているというふうに認識しておりますし、そう願っております。

うまくいっているというのは、この間の、先ほどから出ております未来への投資ということの中で、学校を巡る環境は随分変えることができました。そのことによって、校長、教頭、職員の声を聞きましても、本当にありがたい、感謝しているという言葉が返ってきます。そのことが職員室の活性化を生み、管理職と教職員の関係も良好になり、一枚岩になって自校の教育をどのようにつくっていくかという建設的な議論が今展開されていますし、そのように受け止めておるというのが私の思いでございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 私も基本的にはそのように受け止めておりますし、特に子どもたちが、先ほど教育長がおっしゃったように、本当に伸び伸びと、未来に期待ができるような学校、教育現場に今おるんだろうなというふうに思うんです。

ただ、少し気になったことがこないだありまして、海外派遣のことがありましたよね、このことを学校の校長先生あたりがスムーズに受け入れていないんじゃないかなという感じを受けたんですね、その言葉からすると、私が直接聞いたんじゃないんで。

校長先生は、端的な言い方をすると、これは市長部局が細かいところはやるんですからというふうにおっしゃったというふうに私は聞いたんです。その辺の感覚のずれが、本当に子どもたちにスムーズに未来への投資というものが行くんだろうか。以前も言いましたが、教育長を中心に教育委員会がやっぱり主導的な役割を果たしてほしいということもいつも言っておりますが、そういったところが感覚的にどうなんかなというものが少し気になったものですから、その辺の現場の状況というのを、一つ例として海外派遣のことを出しましたけれども、その辺については教育長はどのように受け止めておられますか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 以前、本市で展開しておりました海外派遣事業というのは、これまたある意味、学校現場へおんぶに抱っこ状態もありました。したがって、不必要なことだとは言いませんが、やっぱり学校の教職員は、日々学校で展開する教育活動に全精力をつぎ込んでほしいですし、そういう環境をつくるのが教育委員会の責務だというふうに思っています。

それで、今回の海外への短期留学事業というのは、学校へ極力負担を

かけまいということで、教育委員会が責任を持って今回は民間へ委託すると、民間事業に乗っかるような形で学校現場へは極力負担をかけないという方法を取っているのが、ちょっとその辺の誤解が先ほどありました学校職員の受け止めになったのかなというふうに思います。その辺は整理をしていきたいと思ひますし、帰ってきたら当然学校が、他国の文化であつたり様々なことを、生徒会長ということですから、一定の影響を持った生徒が海外へ行くということになりますので、その影響力をしっかり良い意味で活用して、事後指導の中では当然学校で報告会をはじめ、様々な形で頑張つて教育につなげてもらいたいという思ひは持っております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 今おっしゃったことが今後非常に大事になってくるんだと思うんです。だから、海外に生徒会長が行つて、その成果をどう子どもたち、あるいは安芸高田市の中に還元していくのかということを、以前も申し上げましたけれども、そのことが最終的には大事なことだと思いますし、子どもたちそれぞれの感性で一定感じたことを持つて帰るわけですが、その成果をうまく生徒会長を中心に子どもたちと共有するためには、やはり学校現場の、管理者も含めて先生方がどんなふうにそれを受け止めて共有していくかということが成果の分配に大きく影響していくんだと思うんです。その辺りをどんなふうに描いておられるのかというのも、改めて聞いてみたいと思ひます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
永井教育長。

○永 井 教 育 長 結論的に申しますと、学校の活性化です。先ほど言っておりますように、生徒会長という立場の者を派遣するわけですから、海外で見聞してきたことがその学校の生徒会活動をはじめ、学校の中で活かされるということが活性化になると思ひますし、そのときの支援は教職員が中心になってということではなくて、支援は当然担わなければいけないので、これまでも校長会を中心に、この事業の目的等については説明し指導しておりますが、改めてその辺りのところの徹底を図りたいというふうに思ひます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 では、2番に入ります。

人口減少に関して、4月24日に人口戦略会議が発表した削減可能性自治体として、安芸高田市も含まれておりました。しかし、この分析の基となっていたのは2020年のデータであります。その後、4年近くが経過しておりますが、安芸高田市の現状はその後どのようなになっているのか、分析ができている範囲で結構ですから伺いたいと思ひます。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

人口戦略会議が発表したレポートにおいて、持続可能性を図る根拠になっているのが20歳から39歳までの若年女性の人数の変化の割合というふうになっています。ここで使っている人口データは、5年に1回行われる国勢調査が基になっており、正確な評価をするためには、2025年の国勢調査の結果を待つ必要がありますが、広島県が年に1回発表している住民基本台帳を基にした人口移動統計調査で、2023年度までのある程度の傾向をつかむことはできますので、それに基づいて少しお話をします。

安芸高田市の総人口については、国勢調査の2010年から2015年、2015年から2020年の人口減少率は、それぞれマイナス6.3%、マイナス10.3%です。それに対して御質問にあった2020年以降2023年までの人口減少率は、国の統計調査ベースではマイナス8.2%というふうになっています。2023年度以降も同様の傾向が続いた場合、2020年から2025年の推計人口減少率はマイナス13.6%というふうになりますので、総人口については、2020年以降は人口減少のスピードがさらに加速しているというふうに考えています。

同様に、若年の女性人口については、2010年から2015年、2015年から2020年の人口減少率については、それぞれマイナス15.1%、マイナス17.8%です。それに対して、2020年から2023年の人口減少率はマイナス8.4%ですから、2020年から2025年の推計人口減少率はマイナス14.0%というふうになります。若年の女性人口については、2020年以降、人口減少率がやや鈍化しているというふうに評価しています。

以上です。

○大 下 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員

多少鈍化してきたというふうに評価されたんで、良い傾向だろうなということは数字からは見受けられますけれども、実感としてはなかなかそんなふうに受け止められないというのが実態だと思うんです。とりわけ、今の女性の転出人口というのは、安芸高田市に限らず全国的な傾向という、昨日か一昨日ですか、NHKでやってましたけれども、男性が50%出るんだったら女性が70%出るんだというぐらい、全国の自治体でもそういう状況が顕著に表れているということなので、これは本当に日本全体の人口の動態をどうするかということなので、安芸高田市だけでどうにかなるという問題じゃないというのは私も認識はしております。

ただ、4月26日の読売新聞ですね、この前もちょっと言いましたけれども、一面トップから読売新聞は、今の人口減少の消滅可能性自治体に対する提言という形で一面に出したんですね。何だろうかというぐらい黄色のよく目立つようなカラー刷りの一面の新聞がありましたし、途中のところに、じゃあどういう形にすれば、この日本の人口減少を含めた、特に消滅自治体の状況を改善することができるかという、あらゆることが書いてありましたけれども、これは本当に単市だけでできる問題じゃ

ないということなんですけれども、そうは言っても、それぞれの町の特徴をどんなふうに活かしてまちづくりをしていくかということにやはりかかっていると思うんです。

だからその辺を、多少鈍化したという数値もありましたが、その鈍化した傾向をどんなふうに分析されておるのか、どこが良かったのかなという、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、そういうこととともに、やはりこの傾向を持続していくためには、先ほど読売新聞があらゆる角度から書いてありました、特に女性の働く場、あるいは働く環境ですね、給与も含めて、そうしないと子育てができるような環境じゃないと。

海外と比べて日本は、特にそういった女性の働く環境とか賃金格差、そういったものも北欧のほうと比べても随分差があるということなんですよね。それは国の問題なんですけれども、安芸高田市にそういった状況をつくるというのは、今朝ほど芦田議員がおっしゃっていたNBA等の民間企業との連携というのが、その一つの取組の大きな改善の要因になるのかなと思うんです。

だから、企業が来て経済を活性化してくれて、そこで働く場ができ、そして経済力も上がっていくという、そういったことからすると、今の外部からいろんな状況を改善するために導入してくるということが大事だと思うんですが、その辺のことを今の時点で、少しはそういう取組をされておるわけですから、意識としてその辺がどんなふうに見ておられるか。ちょっとざっくりして難しい質問ですけども、答えられる範囲で結構ですから、副市長なり、高下部長なり、お答えいただければありがたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米村副市長 先ほど教育関係の分でかなり長く質問されて、教育長も答えておりましたけれども、この前の市長の4年間ということで、教育現場のいろいろ改善もしてきております。中でも今回、今年から始めたんですけど、給食費の無償化、さらにはスタディサプリとかいう教材の導入とか、教育現場のほうもかなり改善してきました。

その教育の現場が良くなると、子どもが安芸高田市の学校に行きたいとかいうことになりますと移住もありますし、その教育環境が整うと保護者、そこらがまたこちらのほうに住んでみたいとか、それから、少子化を抑えるといいますか、次のこどもさんをもうけてみようかなということにもつながってくるかと思います。

女性の働き方改革ということであれば、今、多くの保育士さんとかが女性が多く、男性もおられるわけですけど、保育士さんの働き方改革といいますか、給与のアップとか、そこらの分についても、うちの福祉保健部のほうでも取り組んでいるところでございます。

そういったことで、先ほど教育長が申しましたように、2020年以降の

若年女性の人口減少が鈍化していると、これをさらに鈍化を進めていきたいというような取組を引き続き行っていきたいと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 目に見える形で言えば、本当に副市長がおっしゃったようなことがすぐできることでもあると思います。保育士の人材、あるいは給与の問題、以前からいろいろ取組をしてきて、少しずつですけれども改善されておりますが、まだまだというところが私は実感としてはあるんです。

介護関係の皆さんも含めて、女性が特にそういう部分の職種に多く就いておられるということも含めて、今副市長もおっしゃったんだと思いますので、その辺に関してどれだけできるんかということも併せて今後やることによって、さらに女性のいわゆる人口の鈍化を図っていければいいなということを思っておりますので、その辺を具体的に今後の施策の中に早く活かしていければなという気がしております。

とりわけ、先ほどから言いましたように、4月26日の読売新聞、本当にこれはあらゆる視点で物事を見てありますので、海外との比較も含めた中で安芸高田市ができることという、一例を副市長におっしゃっていただきましたので、そういったところを押さえ込んでいくという形の中で、ちょっとでも関係人口が増えたり、流出人口を抑えたりということができないかなということで、あの読売新聞の記事は御覧になりましたか。ちょっとその辺の感想があればお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

米村副市長。

○米 村 副 市 長 大変申し訳ないんですが、新聞をまだ見ておりません。早速帰って調べて、また参考にさせてもらいたいと思いますし、今、熊高議員が言われましたように、そういった読売新聞等からの提言といいますか、ありますし、先ほど東京ニュービジネス協議会等からもそういった教育関係のことも出たりしてきておりますので、そこらをいろいろ取り入れて、先ほどから言いますように、若年女性人口の鈍化をさらに進めていって、この人口増にもつなげていきたいと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 外部からの力を借りないと、安芸高田市というのは本当に成り立っていきづらいなという思いは、ここ数年特に感じておりますので、その辺を理解していただくということとともに、3番に入りたいと思いますが、これも働き方改革の1つかなという思いで捉えておりましたけれども、ちょっとぴんと来ないところが私にはありまして、もう少し詳しくどういう視点で入れられたのかということで、(1)今年度に入り新たに週休3日制の導入について施行されるが、その導入の目的についてお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 週休3日制の導入の目的は、職員の働く環境や意識を変え、職員のワークライフバランスを改善し、そして、業務の効率化につなげていくことです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 職員の意識を、今どうで、どんなふうに変えていきたいのかというのを伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 職員の働き方についてのモチベーションを、週休3日制を導入することで上げるということを目標にしております。

今、モチベーションがないということではないんですけれども、さらにモチベーションを上げることで、業務効率につながると考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 導入についての制度的な中身については、あえての書面で、簡単ではありませんけれども頂いたので、そうかなと思って見たんですけれども、今、部長がおっしゃったように、職員のモチベーションをどんなふうに上げていくのかなということも含めて、2番のほうでちょっとお聞きしたいと思いますので、2番に移らせていただきます。

そのモチベーションを上げるためということも含めて、職員とのコンセンサスはどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 職員とのコンセンサスは、試行を実施する中で得ていきたいと考えています。6月16日から約1か月間試行を実施します。既に試行マニュアルを作成し、職員に周知をしておりますが、試行の実施に当たっては、職場内での勤務の調整が必要となるため、所属長が課内・係内で調整を行い、市民サービスに影響がないような形で実施することとしております。

なお、今回の試行実施においてアンケート調査を実施することとしており、週休3日制の有用性や職員ニーズ、課題等の抽出を行い、本格導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 試行を始めるということなので、なかなか実質的に取組の結果として見えるものが多くあるんだと思いますが、例えば、この週休3日制を導入した自治体の実例があるんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 週休3日制なんですけれども、県内では初で、県外を見ますと何市か実例がございます。そこも試行から始めているところが多く、そこに対しても、今回の導入に当たって何市か教示をいただいたところです。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 具体的にその自治体等の名前は今、明らかにできますでしょうか。

○大 下 議 長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 1時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
佐々木総務課長。

○佐々木総務課長 先進的に導入または試行している団体についてですけど、まず岡山県岡山市、こちらのほうにつきましては条例の改正を行っております。この4月から試行という形で実施しているということで聞いております。

あと、群馬県前橋市、岩手県久慈市、栃木県宇都宮市、宮崎県宮崎市、愛知県日進市、愛知県豊田市、北海道浦河町、兵庫県神戸市、島根県邑南町、こういったところで本格的にやっているところと試行をやっているということで、こういった団体から聞き取りを行っております。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 一番古いといえますか、始めて年数が長いのはどの辺りなんですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
佐々木総務課長。

○佐々木総務課長 そこまで、いつからやっているかというところはちょっと把握できていないんですけど、愛知県豊田市とか、兵庫県神戸市というところは、恐らく早い段階で実施されているというふうに把握しております。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊 高 議 員 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大 下 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月21日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員